

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成26年4月15日（火）午後1時30分から午後3時15分まで  
場 所 高知地方裁判所大会議室（6階）

### 参加者等

司会者 朝山芳史（高知地方裁判所長）  
裁判官 武田義徳（高知地方裁判所刑事部総括判事）  
検察官 天沼慶子（高知地方検察庁検察官検事）  
弁護士 岩崎淳司（高知弁護士会所属弁護士）  
裁判員経験者1番 60代 男 農業（以下「1番」と略記）  
裁判員経験者2番 60代 女 医療関係（以下「2番」と略記）  
裁判員経験者3番 40代 男（以下「3番」と略記）  
裁判員経験者4番 30代 男 自営業（以下「4番」と略記）  
裁判員経験者5番 50代 男（以下「5番」と略記）  
裁判員経験者6番 60代 女 無職（以下「6番」と略記）  
裁判員経験者7番 60代 女 主婦（以下「7番」と略記）  
裁判員経験者8番 30代 女 会社員（以下「8番」と略記）

（記者クラブ記者8名）

### 議事内容

自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

#### 司会者

皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中を裁判所にお越しいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、高知地方裁判所の所長を務めます朝山と申します。本日の司会を担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員裁判は、皆様、御承知のように制度が実施されてから5年近くが経

過いたしますが、その間、高知地方裁判所でも、30名の被告人に判決が言い渡され、179名の県民の方々に裁判員として、66名の方々に補充裁判員として参加していただいております。毎回、裁判員裁判が終わりますと、裁判員、補充裁判員を経験された方々にアンケートを実施しておりますが、これによりますと、多くの方から「(裁判員、補充裁判員を) やって良かった。」と好意的な評価をいただいております。このように裁判員制度は、国民の皆様の中に定着しつつあると言えるかと思いますが、その反面、裁判員裁判には、いろいろと問題点や課題が指摘されております。そこで、裁判所といたしましては、この制度をより良くするために制度の運用を見直す必要があると考えております。そのためには、実際に裁判員や補充裁判員を経験された方々の御意見が非常に重要であると考えております。本日は、高知地方裁判所で裁判員や補充裁判員を経験された方々の中から8名の方にお越しいただきまして、貴重な御意見や御感想をお聞きすることになりました。アンケートに書ききれなかったような御意見や御感想を是非直接にお伺いしたいと思っておりますので、どうか忌たんのない御意見、御感想をお聞かせいただきたいと思います。

この席には、検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1名ずつ法曹関係者が出席しております。まず、法曹関係者の自己紹介をお願いいたします。

#### 検察官

高知地方検察庁検事の天沼慶子と申します。今日は、よろしく願いいたします。

#### 弁護士

高知弁護士会会員の岩崎敦司と申します。本年4月より高知弁護士会の刑事弁護委員会委員長を務めております。本日、この席で皆様の忌たんのない御意見をいただき、弁護士会に持ち帰って、弁護士会の裁判員裁判に向けての質の向上に役立てたいと思っておりますので、是非とも厳しい意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

裁判官

裁判官の武田です。裁判員裁判では裁判長を務めさせていただいております。本日は、裁判員裁判を御経験になられた方々の貴重な御意見を伺えますことを楽しみにしておりました。どうぞよろしく願いいたします。

## テーマ1 「裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象」

司会者

初めに、裁判員と補充裁判員の経験者の皆様から御自分の担当された事件がどのような事件であったのかということと、裁判員、補充裁判員を経験されてみてお感じになった御感想をお一人ずつお伺いしたいと思います。それでは1番の方からお願いいたします。

1番

こんにちは。私は、平成23年に物音がやかましいということで隣人を刺したという事件を担当しました。裁判員になって、大変有意義な良い機会だったと思います。裁判員制度については、いろいろと言われていますが、私としましては、20歳代や30歳代の方が60歳くらいの人を裁くことは重いという意見を聞きますし、特に、女性の方にとっては生々しい事件の内容を写真等で見なければならぬという問題もあります。そのために、まず、事前に、そういうことがあるので大丈夫かどうかという同意書に署名押印させるなどして、同意しない人には裁判所が裁判員をさせないようにするなどのきちんとした対策を取って、マスコミの題材になることがないようにして、庶民の意見をより多く取り上げるような裁判員裁判にしてほしいと思っています。私としては、裁判員制度が大変良い制度で、これがないと日本の裁判が成り立たないというようにマスコミが取り上げるようになることが夢です。

司会者

ありがとうございました。今、出てきましたショックを受けるような写真をど

のように取り扱うかという問題は、後で詳しく皆様の御意見を伺いたいと思います。それでは2番の方、お願いいたします。

## 2番

私は、平成24年7月の息子さんが父親を暴力で死亡させたという傷害致死被告事件の裁判員裁判に参加させていただきました。法廷で被告人である息子さんを見た感じでは、すごくおとなしい方で、そのようなことができる感じには見えなかったという印象があります。裁判に参加してわかったことですが、裁判員席から見ますと証人の証言等の様子がものすごく良くわかりますし、また、裁判長が注意をする場面がありましたが、すごく威厳があったということをお記憶しています。すごく勉強させていただきました。よろしく申し上げます。

## 司会者

ありがとうございました。3番の方、お願いいたします。

## 3番

こんにちは。私は、平成25年2月に傷害致死事件の裁判員裁判に参加させていただきました。当時の裁判長も言っていましたが、傷害を受けてから死亡に至るまでが長かったこともあって、証人等も多く、3週間にわたる結構長い裁判でした。最初は戸惑いもありましたが、段々と最後は裁判員もまとまって行って、なかなか良い経験になったと思います。

## 司会者

ありがとうございました。4番の方、お願いいたします。

## 4番

こんにちは。ちょうど1年ほど前の平成25年に強盗強姦事件で裁判員として参加しました。全体的な印象としては、申し訳ないですけども、結構適当に決めているんだなという印象を持ちました。弁護人や検察官に対しても、端から見ている、もっとこうすれば良いのにとか、もっとこんなところから突っ込んだら良いのにとかと思うところが多々ありましたので、弁護人の不出来によって量刑

が変わるという話を知ってはいましたが、なるほど確かにあるんだろうなという印象を受けましたし、そのようなことで良いのかなという感じの印象を抱きました。弁護人や検察官だけではなく、裁判員、裁判官との議論においても、議論が全然し足りないような感じで終わってしまった印象でしたので、その辺の議論をもっと詰めたかったなという印象でした。

司会者

いろいろと辛口の御意見もあるようですので、それは後でじっくり伺いいたします。5番の方、お願いいたします。

5番

こんにちは。昨年（平成25年）5月に強姦致傷，強盗強姦，逮捕監禁，銃砲刀剣類所持等取締法違反の裁判で裁判員をさせていただきました。全体的な感想としましては、最初の方は非常に客観的に見えていましたが、だんだんと判決に近づくにしたがって人が人を裁くことの重大性や重みのプレッシャーをひしひしと感じるようになりました。

司会者

ありがとうございました。6番の方、お願いいたします。

6番

私は、去年（平成25年）の秋に通貨偽造，同行使，住居侵入，窃盗，道路交通法違反等のいろいろな小さな罪をいっぱい重ねた被告人の裁判員裁判に参加しました。大した金額でもなかったですし，犯した罪もそれほどの罪ではありませんでしたし，被告人も根っからの悪人には見えませんでした，人を傷つけたものでもないのに罪は罪ということであり，この人にこんな重い刑で大丈夫かなと思いましたが，通貨偽造罪が重いということであり，人を裁くことは嫌だなと思いましたが，裁判の最中は寝ていても被告人の顔が思い浮かんだりして嫌だったのですけれども，裁判が終わってしまったら段々と忘れていって，経験ができて良かったと思っています。

司会者

ありがとうございました。7番の方，お願いいたします。

7番

私は，平成26年1月に住居侵入，殺人未遂の裁判員裁判に参加させていただきました。前日は，入社式か，入学式の前のようにすごく緊張して眠れませんでしたし，当日は，裁判員や裁判官の方を見ますと皆さん全員が自分よりも賢そうに見えましたが，裁判所から送付されてきた封筒に，あなたの意見で良いんだという内容が印刷されていましたので，開き直って街のおばちゃんの見解で良いんだというように理解して参加させていただきました。良い経験ができたと思っています。

司会者

ありがとうございました。8番の方，お願いいたします。

8番

こんにちは。平成26年1月に殺人未遂の裁判員裁判に参加させていただきました。選ばれたときは，ドキドキして，7番の方と同じように眠れませんでしたし，どうしようかと思いましたが，すごく良い経験をさせてもらったと思いました。

## テーマ2「審理における感想，意見」

司会者

それでは，中身の方に入らせていただきたいと思います。

まず，検察官と弁護人の冒頭陳述についてお伺いいたします。法廷が開かれまして公判になりますと，最初に，検察官と弁護人が冒頭陳述と申しまして，証拠調べに先だって証拠調べの予告編に当たるような主張をいたします。この検察官と弁護人の冒頭陳述が果たして分かりやすいものであったかどうかという点につきまして，皆様の率直な御感想をお伺いしたいと思います。皆様いかがでしょう

か。どうぞ御自由に御発言ください。

4 番

検察官及び弁護人の両方とも、独特の言い回しがありますし、結構当たり前のことをずらずらと繰り返しきちんと述べなければいけないんだなという感じでした。そういう点では分かりやすくはないけれども、間違いようのない言い方だなという感じを受けました。

8 番

私が感じたのは、検察官から提出された資料は、すごく見やすく、まとめられていて、分かる内容のものでしたが、弁護人の方の資料は、少し大まかな感じで、資料に差があって、取扱方の違いとかも感じました。

4 番

8 番の方の意見を聞いていて思い出したのですが、私のときも、検察官の資料の方が相当できが良くて分かりやすかったなと思いました。弁護人の方は全然内容もなかったように思います。裁判員で議論をするときには、弁護人の意見を自分の脳内でかなり補って、できるだけフィフティフィフティくらいにしようとは意識していました。

司会者

4 番と 8 番の方の御意見を伺いましたが、同じ事件を担当された 5 番と 7 番の方の御意見はいかがでしょうか。

5 番

検察官の方は、非常に分かりやすいものであったと記憶しております。弁護人の方は、文章でしたので、そういった意味でも視覚的に見たときには、やはり弁護人よりも検察官の方が分かりやすかったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。7 番の方、いかがでしょうか。

7 番

私は、そんなに疑問を感じていなくて、検察官の方は、人の一生を決めるのだから、あのくらいは当然かなと思いますし、弁護人の方は、余りかばいようがないという感じでした。別に、余り疑問に思いませんでした。

司会者

ありがとうございました。他の方は、いかがでしょうか。

1 番

私の場合は、弁護人が自分の手柄を立ててやろうとして、何とかして無罪にしようとして、理屈をこね回して庶民には分からないような言葉を使っていたように感じました。検察官のようにもう少し分かりやすく、具体的にどうして無罪なのかということを書いてもらいたいと思いました。

司会者

ありがとうございました。2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

私の場合は、検察官と弁護人のどちらが妥当だということは分かりませんでした。裁判で両方の意見を聞いた中では、検察官の言っていることが正しいのかなと感じました。

司会者

ありがとうございます。全員に発言していただくことは時間の関係もございまずので、冒頭陳述に関してはこの程度とさせていただきます。この点については、検察官と弁護人のお立場からお聞きになりたいこともあるかと思われませんが、検察官、何か御質問等がございまずか。

検察官

冒頭陳述は、事件の全体像を示す重要な手続ですので、検察官としても分かりやすい冒頭陳述を心掛けているのですが、中には選任されて緊張された状態で頭に入ってこないような時間帯もあると思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

4 番

自分的には何の問題もなく受け入れられました。

8 番

私も選ばれた時点で、裁判をちゃんとしなければならないという立場は自覚していましたし、検察官も丁寧にゆっくりとしゃべってくれていましたので、すごく安心して聞けましたし、内容が分かりやすかったです。

弁護士

冒頭陳述の手法、やり方として、検察官は視覚に訴えるような方法であるのに対して、弁護側は文書形式で、そこで差が付いているということは皆さん一致した御意見なのだなどと重く受け止めました。これからの参考にさせてください。あと、長さという点ではどうでしょうか。弁護士の冒頭陳述が長すぎる、短すぎる、その点感覚的なものをお聞かせください。

4 番

私の時の弁護人の冒頭陳述は、資料を配られて、弁護人が何も見ないで身振り手振りで語ってるような感じでした。やりたいことは分かりますが、つかえつつかえだったり、へただったり、しゃべりがたどたどしかったり、行ったり来たりしたという点で、かなり時間は長く感じてしまいました。

弁護士

今の御発言から、要は、内容がしっかりしていて、発言の態度などがきちんとしたものであれば、長さはそれほど気にする必要はないということなのかなという感じでした。

司会者

それでは、先に進ませていただきます。証拠調べについて、被告人が事実関係を認めている事件では正にそうなんですけれども、被告人が事件を争っている事件でも争いのない部分については、検察官が捜査段階で作成した供述調書という書類が朗読されることが一般的に行われています。こういう証拠書類の朗読とい

う手続は、皆様にとって分かりやすいものだったかどうかという点について伺いたいと思います。調書を読まれたけど、今ひとつぴんと来なかったとか、長すぎて退屈して眠くなってしまったとか、あるいはよく分かったという評価でも何でも結構です。

4番

情報などは再現された写真でいろいろプリントされて配られましたし、被害者の発言とかもすべて書かれていましたので、とても分かりやすかったと思います。

8番

私たちの審理のときも、眠たくて退屈だったという方もいました。しかし、それは一人一人個人の裁判に対する気持ちの入れ方であって、聞いてて退屈だったという人については、もう少し真剣に聞いてあげるべきではないだろうかと思いました。長さについては、休憩時間をたくさん取ってくれていたのが気持ち的にはさほど疲労を感じることなく、時間帯的にもゆっくり聞けました。

3番

最初の方は、専門用語とか、いろいろ分からないことがかなりありましたが、それはどういうことかということを裁判長に聞いた上で、見直したら、内容も頭に入ってきました。

司会者

裁判官の説明を聞いて分かったとおっしゃったのですが、法廷で読み上げるのを聞いたときにはよく分からなかったということでしょうか。

3番

初めて聞く専門用語が出てきたら分からないことがあるので、休憩時間にこれはどういうことかを裁判官に聞いて頭を整理して考えていました。

司会者

6番の方は、証拠書類の調べがほとんどを占めていたと思いますが、どうでしたか。

6 番

私が参加した分は、証人もいなくて、被告人の方も認めていましたので、難しいところは全然ありませんでした。

司会者

検察官が調書を読んで頭に入りましたか。頭に残らなかったというようなことはありませんでしたか。

6 番

日本語が分かれば、残っているのではないのでしょうか。

司会者

この点については、検察官が一番関心のあるところだと思いますけれども、検察官から何か御質問はありますか。

検察官

質問ではなく、感想なのですが、証人としてお呼びできるのであれば、お呼びしたいところではありますが、当事者の方の御都合もありますし、精神状態等もありますので、御協力いただけない場合も多々あります。ですが、皆さまの御意見を伺いまして、供述調書の分かり易さ、頭に残るといふ御意見御感想をいただけたので、その点は良かったなと思います。

司会者

1 番の方から最初に御発言がありましたが、証拠調べのときに、被害者の御遺体のようなショックを与えるような写真が取り調べられるということがあります。そのような証拠が、皆さんが御経験された事件で調べられたのかどうかについて、お伺いしたいと思います。1 番の方は、殺人未遂の事件でしたが、そういうショッキングな写真を見せられたのですか。

1 番

出ましたね。傷のあるのが。やっぱり、どきっとします。気になる方はやはり嫌だったことがあるんじゃないのでしょうか。

司会者

そういう写真を見て、嫌な思いをされた裁判員の方もおられたということですか。

1 番

実際にそういう声を聞いたわけではありませんが、妙な顔をしていた女性の方も多かったですね。

司会者

2 番の方と 3 番の方が経験された事件は傷害致死という罪名ですので、被害者の方がお亡くなりになったわけですが、被害者の方の御遺体の写真などは調べられたのでしょうか。

2 番

腫れ上がったグロテスクな感じの写真は提示されていました。

司会者

そういうものを御覧になって、もうちょっと配慮してもらいたかったというそういう御感想はありますか。

2 番

別にありません。当初は白黒と聞いていたのですが。

司会者

白黒の写真が調べられたんですか。

2 番

いえ。カラーです。

司会者

そうですか。では、かなり生々しかったということでしょうか。

2 番

私はそれほどショッキングではありませんでしたが、人によってはそんな方はおられるかもしれません。

司会者

3 番の方はいかがでしたか。

3 番

僕の経験した事件の場合は、亡くなってから時間が経っていたので、腐食している部分もありまして、白黒の写真でした。取り調べる時間がどうしても午前中ということで、女性の方は食事はとりにくかったといった声がありました。

司会者

ほかの事件では、例えば血の付いた現場の写真とか被害者が血を出されている写真とか、そういう写真は取り調べられましたか。

4 番

強盗強姦とあとちょっとした傷害みたいなのがあって、その被害者の傷口の写真はカラーでありました。確認してくださいということで回ってきて確認しました。

司会者

それは特にショッキングな写真ということではなかったですか。

4 番

自分はショッキングではなかったですけども、ほかの裁判員の方の中にはそういうショックを感じている方もいるようでした。

司会者

今の事件は5 番の方も経験されていますが、いかがでしたか。

5 番

事前にこういう写真ですよという説明が裁判所の方からありましたので、ある程度こちらの方も心構えができていました。そういう配慮がありましたので、それほどショックは感じませんでした。

司会者

その点について、検察官、弁護士から御発言はありますか。

検察官

特にございません。

弁護士

ございません。

司会者

それでは裁判官，いかがですか。

裁判官

ショッキングな写真の関係ですけれども，裁判所の方としても必要性をよく考えて皆様方に不快な思いをさせないようという努力をしているところでございます。7番と8番の方が担当していただいた事件がそういう事件だったと思うのですが，一部は血の付いた現場の写真があったと思うのですが，あれを御覧になってどうでしたでしょうか。

7番

壁とかベッドとかが血で汚れているカラー写真でしたけれども，テレビドラマの方がまだ悲惨で，裁判官がとても気を遣って，ショッキングな写真が出ますよと事前に説明してくれましたが，私はそれほどでもなく，こういう場所で事件があったんだなという感じで見ました。

8番

私もショッキングな写真が出るという説明があったので，心の準備をして見る事ができたので，それほど不快とか感じることはありませんでした。傷口などの部分はすごく配慮されていて，私たちのときは，写真ではなくて，図を見せていただきました。ただ逆に，それだけですと，どれくらいの傷の深さなのかがよく分からなくて，その点について皆さんと話し合うことがありました。パニックでそういう行動を起こしたという事例だったので，パニックに陥った状況での行動なのかどうか傷の深さなどを見たいと思いました。ですから，それぞれ皆さん血に弱い方とかいらっしゃるので，本人の希望があればそういう写真を出しても

良かったのかなとは思いますが。

司会者

続いては、証人尋問や被告人質問についてお聞きします。2番から5番及び7番、8番の方の担当事件は、事実関係に争いがあると思って証人尋問も行われたと思いますが、その証言等を法廷で直接聞かれて、分かりやすいものであったかについて、御意見を伺いたいと思います。

2番

何人かの証人が来られて証言していましたが、高い所から見ているので、この人は何か裏があるのではないかと感じる場所が見えることもありまして、法壇から見ると、普通なら見えないものが見えてくるんじゃないかと感じました。

司会者

弁護人の質問の仕方は適切だったか、長すぎたとか、分かりにくかったということはないでしょうか。

2番

それはありませんでした。

3番

証人が多くて、どこを中心に聞いていくのか迷いました。話を聞いていると、この人は正直にしゃべっているのか、裏表があるかどうかまでは分かりませんでした。質問の仕方は、分かりやすかったです。被告人をかばっている証言だなということは分かりました。あと、弁護士の方が証人から大きい声で怒られていたことが印象に残っています。

4番

私の参加した事件では、争うことはありましたが、それがそこまで重要なポイントではなかったもので、証人に質問を突っ込んでお互いの主張が違っているというようなことはありませんでした。弁護士と検察官の質問は分かりやすかったです。

5 番

4 番の方が言われていたとおり，論点はそこではなかったもので，分かりやすかったかと言えば分かりやすかったです。

7 番

私が一番印象に残っているのは，遮へいをした被害者が出て来た時に，私たちも実際に見るのでショックを受けました。それと，被告人側の証人の方も出てくると，身内もやっぱり被害者だなということを感じました。証人尋問は分かりやすかったです。

8 番

質問はすごく分かりやすかったです。ただ，被告人がギャンブル依存症だったことがあって，関係者を証人に呼んで説明されたんですが，私たちは証人が何を言いたかったのか意味が分からなかったもので，呼んだことに意味があったのか疑問に思いました。印象にプラスになる発言がなかったもので，あまり意味がなかったように思いました。

司会者

どの事件でも被告人質問は行われていると思いますが，弁護人と検察官の質問は分かりやすかったですでしょうか。

1 番

だいたい分かりやすかったですけれど，弁護士は，被告人の刑を軽くしようと思って見え見えの発言をしていたように思います。検察官は真実を言っているのかなと思いました。弁護人は罪を軽くするとお金が余計に貰えるのでそのような発言をしているのかなと思いました。

6 番

私が参加した事件は被告人が罪をすべて認めていたので，証人もいないし，皆さんのように大変な思いで参加したとは思っていません。

司会者

逆に証人がでなかった事件で、証人として誰か関係者に出てきてもらって話を聞きたかったということはないですか。

6 番

そんな気持ちにはならなかったですね。証拠調べはこんな風にやるのかなというふうに思っていました。

1 番

質問は、だいたい分かりましたので、証人は、このぐらいのものだろうなと思いました。

司会者

それでは、ここで検察官、弁護人、御質問、御感想はありませんか。

検察官

ありません。

弁護士

裁判員として被告人質問や証人尋問を聞いていて、弁護士の質問でこのような事を聞くべきだった、あるいは、聞くべきではなかった、もっとこのようなことを聞けば良かったのではないかというようなことはありませんでしたか。

司会者

冒頭にも言いましたが、是非忌たんのない辛口の意見をお聞かせください。

弁護士

尋問に限らず、弁護士がもっとこのようなことをすれば良かったのではないかというような御意見を含めて、是非お聞かせください。

4 番

証人として被告人の父親を呼んでいたのですが、何で呼んだのかその発言内容を聞いていても意味が分かりませんでした。

司会者

それは、情状証人として呼んだのだけれども、有利な情状が出てこなかったと

いうことですか。

4番

そうですね。父親も何でこんなことを言いに来たんだろうという内容の話をしていて、なぜこの証人を呼んだのか疑問に思いました。

3番

弁護士から最初に証人の方に「あなたは生活保護をもらっていますね。」と言われて、証人がカチンときて、止まってしまったんです。そこへ検察側がストップかけて、証人が非常に怒ってしまい、証言が頭に入ってきませんでした。弁護士さんも、1人はベテランの弁護士でしたが、もう1人は弁護士を始めたばかりのような方で、あの証人尋問の入り方はよくなかったと思いました。

8番

更生のため、ギャンブル依存症をなくすために、依存症の方を更生させることを目的としている協会の方が証人で呼ばれていました。でも、協会の方は、役員は自分1人ということで、出てきたら更生させる意欲はありますと言って話をされているのですが、協会自体がよく分からない状態だったので、弁護士さんも、協会が更生させる活動をしっかりしていることをもっと分かりやすく説明していただければ、私たちもより分かったのではないかと思いました。

司会者

証拠調べが終わって、法廷で審理の最後に、検察官が論告という意見を述べられ、弁護人は弁論という意見を述べられます。検察官の論告や弁護人の弁論が分かりやすいものだったかといった点について、あるいは長すぎたとか短すぎたという御意見でも結構ですけど、皆さんの御意見や御感想をお願いしたいと思います。

4番

検察官は、最後、今までのことを分かりやすくまとめていただいていたので可もなく不可もなくというところでした。弁護人は、冒頭陳述と同じように、ドラ

マのように身振り手振りで原稿を見ないでやっていたのですが、それがちょっとすべった感じでした。

1 番

弁護人は、被告人とよく話し合いをして、裁判の中でこういう事を言うけどいかという事前の確認をしないといけないと思いました。弁護人と被告人の意思が通じていないように感じました。やはり、弁護人は、被告人が再犯をしないようにさせることが課題ですので、その点もよろしくお願いします。

司会者

論告、弁論に限らず、検察官や弁護人の活動全般について、何か御意見、御感想はありませんでしょうか。

4 番

評議の時、被告人が反省しているか否かが話題になって、その時に被告人が謝罪の手紙を送っているか否かも話題になっていました。私は、そんなことが話題になることを知りませんでした。もし、それがポイントになるのなら弁護人は、被告人に謝罪の手紙を書かせたらいいのにと単純に思いました。

司会者

検察官や弁護士から主張、立証等全般について、聞きたいことはありませんか。

検察官

論告について、聞いていて分かりにくいとか、内容的に分からなかったとか、また、求刑の根拠が分かりにくかったとか、そのような御感想を持った方はいらっしゃいませんか。

5 番

求刑の根拠は、前例がこうだからこの事件ではこれくらいだという説明がありました。ちょっと、求刑の根拠については、分からないところがあります。なぜこれくらいの求刑なのかという、これが率直なところですよ。

8 番

私たちも、その事件についてどれくらいの刑が妥当かということは分かりませんが、今までの同じような類型の事件を教えてもらって、裁判官からこれくらいの事件ではこれくらいの刑です、だから検察官はこれくらいの求刑を行ったという説明がありました。今までの同じような類型の事件の刑を見せてもらって、検察側の求刑はちょっと重いかもしれませんが、それが検察官の意見ですから。だから、弁護士側の方はもう少し軽い刑を求めていますという説明があったので、刑の重さ等についてはよく分かりました。

司会者

弁護士から何か質問はありませんか。

弁護士

先ほど4番の方からの御指摘のあった、弁護士がおわびの手紙を書かせればいいと、先ほどの御発言は、謝罪の手紙を書かせて、かつ被害者の方に受け取ってもらうということまでした方がいいのでしょうか。

4番

謝罪の手紙を書かせることがポイントになるのであれば単純に書かせればいいのかと思ったということです。なぜそういうことをやらせなかったのかなと疑問に思いました。

弁護士

書かせるということでは止まるのか、書かせた後のことまでは言及していない御発言とお聞きしてよいのでしょうか。

4番

渡して受け取ってもらえるなら一番いいですが、少なくとも書かせるということは被害者に関係なくできることですし、それだけでもやらせればいいのかかと。

弁護士

1番の方は、弁護人が最後に弁論を述べることを聞いて、弁護人と被告人と十分打ち合わせができていなかったとおっしゃったのは、どういうところが十分

でなかったと思われたのですか。

1 番

私の担当事件は、隣の壁が薄いためテレビの音がうるさいとか話し声がやかましいとかで、柳刃包丁で斬りつけたという事件でした。最初から弁護人が無罪を主張しましたが、なぜ無罪なのか理解できる主張ではありませんでした。弁護士が功績を狙っているのが見え見えだったのですが、それよりも被告人が更生し立ち直ることを中心に置いた弁護をされた方が良かったのではないかと思います。

### テーマ3 「評議における感想，意見」

司会者

次に評議室での議論について、中味については、守秘義務がありますので、内容についてお尋ねすることはできませんが、評議の時間は十分確保されていたかどうか、また評議の進め方が適切であったかどうかという点について皆様の御意見や御感想をいただきたいと思います。

4 番

評議は2日間だったのですが、2日目の午前中に裁判長に最後の決はいつ行うのですかと質問しました。私は予定を見て翌日かなと思っていたのですが、今日の午後行いますと言われたのでビックリしました。裁判長に3日間の予定があるので、明日の予定ではなかったですかと質問すると、これは予備の場合の予定なので、今日やりますということでした。最初に全体の流れを説明してもらえれば準備し易かったかなと思いました。そういう点で、もう少し議論をしたかったと感じました。

司会者

同じ事件を経験された5番の方、いかがでしたか。

5 番

評議では意見は十分に言えたと感じました。

## 7 番

評議の時、バランスをとることが一番難かしいと思いました。日本全国同じ法律で裁かれるのなら、東京の人も高知の人も平等でないといけないし、何年以上何年以内ということで、年数が法律で決まっているわけではないので、裁判員が多数であればいろんな意見が出てくるので、それをまとめてみんなで言い合っていくのは難しいし、大切なことだと思いました。

## 8 番

私たちは、被告人の方が認めていて争うことはなかったもので、予定よりも1日早く終わったように思います。それは、裁判官の方が意見がまとまりましたら早く刑についてを決めましょうと、配慮していただいたと思います。私たちがそれを家に持ち帰って一晩悩むことがないように、その時点で皆さんの荷がちょっとでも下りるように、考えがまとまっているのなら刑を決めましょうと、配慮してもらったと私は思っています。もっと話したかったという意見の人もあったかもしれませんが、私は、意見が決まっているのなら早く肩の荷を下ろしてくださいという裁判官の配慮がよく分かり、本当にありがたいと思いました。

## 2 番

初めての経験でしたが、休憩の時などに裁判官がよく援助してくださいました。私たちは、言いたいことは言えましたし、聞きたいことは聞けましたので、評議の時間はちょうどだったかなと思っています。

## 司会者

評議については、裁判所の問題ですので裁判官何かありますか。

## 裁判官

8 番の方もおっしゃっていただいたのですが、量刑を決めるに当たって、量刑グラフを見ていただいていたと思うのですが、あの量刑グラフについて、だいたいの事件はこのあたりの位置付けになるのではないかというようなイメージを持つことができましたでしょうか。

#### 4 番

強盗強姦事件だったのですが、量刑の棒グラフと、もう一つ、他の強盗強姦事件について具体例を出してもらいました。そのグラフが評議室の前方のテレビ画面に出ていて、裁判官が二、三の例を読んでくれましたが、他にもテレビ画面には20から30の例があり、残念ながら他の例は議論の流れのため見ることができずに終わってしまったので、もっと詳しく見たかったなと思いました。

#### 8 番

私たちの時は、類型の資料をよく見せてもらって、丁寧に一つ一つ説明してくれました。殺人未遂事件だったので、顔見知りの方が口論して殺人未遂を犯した場合と面識がない方にした場合では量刑に差が出ることなどを詳しく教えてもらい、殺人未遂の例をピックアップして一個一個説明してくれたので、分かりやすかったです。

### テーマ4「守秘義務について」

#### 司会者

評議については、法律で守秘義務を課せられていますが、そのために不自由を感じられたことがあるかどうか、また、守秘義務の範囲が分かりにくくて困ったことがあるかどうかということについて、率直な御感想、御意見を伺いたと思います。

#### 3 番

裁判員に選ばれたことはまず言いますが、いろいろ聞いてこられて、それを止めるのがしんどかったです。どこまでしゃべっていいのか、だいたい分かっていましたから、自分はブレーキをかけてしゃべったつもりです。

#### 司会者

守秘義務については、評議の前か後に裁判官から、評議で誰がどんなことを言ったか外部に漏れると自由な発言ができなくなってしまうという説明があったと

と思いますが、皆様その説明に納得されましたか。

2 番

その都度、今日のこの部分は守秘義務に当たりますという形で説明をしていただきました。それで、よく分かりました。

8 番

私たちの事件は、公開裁判だったので、事件の内容については話してもかまいません、そのかわり議論したところは裁判員のプライバシーというか意見になるのでしゃべらないでくださいという説明があったのでよく分かりました。でも、その中でも公開裁判と言われても、他の人に聞かれて、事件の内容まで、新聞に載ってる範囲のことは言えるけど、それ以上のことは、守秘義務みたいに感じなくていいですよと言われたんですが、やっぱり話しにくい点があって、自分の中でどこまで言っているいいことか悪いことか、事件の内容についてもすごく悩む部分がありました。

## テーマ5 「これから裁判員となる方へのメッセージ」

司会者

最後ですが、これまで経験者の皆様方からそれぞれ御意見を伺った訳ですけど、これから裁判員になる方たちへのメッセージをこの機会に是非お伺いしたいと思います。

1 番

大変いい機会でした。息子の嫁からは僕が裁判員になったら大変だねと言われていましたが、僕は物好きなのでこういうところへ行ってみたくて前から思っていましたので、出席しました。大変有意義で、どういう人が犯罪を犯すかいろいろ勉強になりました。これからの人生に生かしていきたいと思います。いい経験ですので、特に20歳から30歳位の方は、機会があれば早く裁判員になって、これからの人生を、犯罪のない、犯罪をしない人を育てるような社会にするように過

ごしてほしいと思います。それが裁判員裁判だと思っています。

## 2 番

最初に書類が来たときにはまさか選ばれるんじゃないだろうなと思っていました。選ばれて参加させていただいたのですが、普段話すこともない裁判官の方とお話ができたりとか、いろんなケースでこんな考え方があると話ができ、すごく勉強になりました。これからも機会があれば是非参加したいと思います。また、それぞれ皆さんに参加していただきたいと思います。

## 3 番

私は、裁判員選任期日と娘の受験日とが重なっていました。まさか自分が選ばれるとは思っていませんでしたので、娘を裁判所の1階で待たせていたのですが、私がなかなか出てこず午後4時くらいまでかかってしまったので、娘が心配していました。でも、被告人を裁くことですので良かったとは言えないですが、いい経験になったと思います。抽選でここに来られる方も、選ばれるかもしれないという心構えを持って来た方がいいと思います。自分も、まさか選ばれることはないと思って来ていたのが、ホワイトボードの一番最初に番号があって、ここでひっくり返ったのを覚えています。貴重な経験になるとと思いますので、是非参加してほしいと思っています。

## 4 番

何を発言しても怒られることはないし、怖がらずに積極的にやってみたらいいと思います。もし裁判員になったら、評議の時に、どんなことでもいいからいっぱい発言してほしいです。何でもいいから、どんな突飛な意見でもいいから話をしてもらえると、いろいろ議論が活発になるし、進んでいくなということを感じましたので、是非お願いしたいです。

## 5 番

大事なことだと感じております。逃げずに、当たれば参加して、積極的に裁判員を経験してほしいと思いました。

## 6 番

私も裁判員に当たるとは思いませんでした。裁判員になってからは、今まで見たこともなかった法廷とか入らせていただいて、今までは推理小説の世界でしか、想像の世界でしかなかったのが実際に法廷とかも見られたりして、意見も普通の感覚でいいですよと言われて、いい経験をさせていただいてよかったと思います。

## 7 番

私が一番びっくりしたのは、夕方家に帰りましたら不在配達証明書が入っていて、その差出人が最高裁判所と書いてあったのを見たときです。何か悪いことでもしたかしらと思って、主人が帰ってきてすぐ車で郵便局に取りに行きました。それが1年間裁判員の候補になった書類でした。それを読んでみましても断る理由はないですし、今だったら老老介護もないし断れないしと思って放っておいたんです。そうしたら後1、2月で切れる頃になってまた来まして。一番驚いたのはやっぱり不在配達証明書っていうのに驚きました。いい経験ができますので、時間と体が許せば、皆さんもなさっていいと思います。

## 8 番

私は、この裁判員制度に若い方にもっと参加してほしいと思います。突発的に起こす事件とかが特に多いので、自分の犯したことの罪は自分で償うのはもちろんですけど、家族の方とかが証言台とかに立たれた姿を見て、自分が犯した罪は自分で償えるけど、家族にまでその重い十字架を背負わすようなことをすることは絶対ないなと感じました。だから、もっとこの裁判員のシステムの中で自分が経験してほしいと思いました。家族はいつも、午後6時のニュースが始まると「(裁判官の)武田さん出たよ。」と、何かお友達のように言ってくれます。裁判官の方の顔を見ると元気にされているんだなとホッとします。すごくいい経験ができたと思っています。ありがとうございます。

## 報道機関からの質疑応答

司会者

今日は、裁判所担当の記者クラブから取材に来られています。それでは、はじめに幹事社から代表質問をお願いします。

幹事社（NHK記者）

3点質問があります。はじめに、裁判員を務めてみてどうだったか。具体的にお伺いしたいのは、裁判員を経験されて、その前と後での心境の変化等があったんでしょうか。

3番

ホームページとかで、裁判関係の記事をよく見るようになりました。パソコンや新聞で事件のことを調べたり非常に関心をもつようになりました。

幹事社（NHK記者）

二つ目ですが、皆様仕事だとかご家庭などある中で、長い方で3週間審理に参加したという話もありましたが、裁判員を務める負担というのは具体的にどうだったのかお聞きしたいです。

3番

裁判所までの距離が遠くて、家庭の事情で宿泊することもできなかったのも、3週間2時間から2時間半掛けて通勤したのが大変でした。

8番

選任期日で裁判員に決まったら翌日からすぐ裁判に参加しなければいけないことになって、まさか自分が当たると思っていなかったのも、職場とかにもそれほど休みをもらいますということはありませんでした。急に決まったのですぐ電話して、すみません決まりましたので明日から3日間お休みをいただかなければならないことになりましたと言いました。私の仕事はローテーションがあるのでその点で職場にとっても迷惑をかけました。選任手続で当たってから法廷での公判が始まるまでの間に、何日間か間をあけてほしかったと思います。そうすれば仕事場の中でもスタッフと話し合いができたのではないかと思います。

司会者

他の方で仕事や御家庭に影響することは、何かありませんでしたか。

1 番

私は農業をしています。農業は休みがなかなか取れません。足跡が肥料と言われて、毎日野菜の手入れをしないと良い作物ができません。さぼっていると近所の人からもろくに仕事をしないから良い作物ができないと言われます。でも、私にとってはいい休みだったなと思います。裁判員に選ばれる機会がないと休めなかったと思っています。私が裁判員に出て農作業を休んだ間は、子どもと妻に後で休みをやるからと言って、子どもと妻が農業をしていました。

幹事社（NHK記者）

裁判員裁判は、開始からまもなく5年になる制度ですが、今後も続いていくべきかどうかを経験した方にお伺いしたいのと、維持すべきという話に立った上で、ここをこうした方がいいとか、こうすべきであるということが何かありますでしょうか。

4 番

裁判員裁判の一番のポイントは、評議でみんな集まって議論して決めるということですが、私を含めてみんな議論などしたことがないし、相手のことを全く気遣わずに自分の意見を言うことにみんな不慣れだから、議論ができないなということを非常に思いました。評議の場では、裁判長がある程度方向性を決めるような形で議論を引っ張って行ってくださったんですけど、それも善し悪しだと思います。どうしてもそっちの方向に寄ってしまうというか、論点も自由に決まらないわけですし、次はこの話題について話をしましょう、その次はこの話題について話をしましょう、じゃなぜその話題を取り上げるのかと言うことは裁判長がそれまでの慣例もあって決めることなのでしょうが、本当だったらもっとフリーな感じでみんなが積極的に発言して議論できたらよいのにと思いました。ただ、今後続けていくなら、参加する人がそういうことが積極的にできないと、議論と

いう形にはならないなと感じました。

司会者

続いて、各社から個別の質問がありましたら、どうぞ御質問ください。

高知さんさんテレビ記者

みなさんの感覚が評議に反映されたという実感はありますか。裁判員裁判制度の趣旨が、専門家ではなくて皆さんの感覚を司法に反映させましょうという趣旨ですが、それが実現されたと思いますか。

4 番

評議での決め方といっても、結局は今までの似たような事件からみて量刑がどのくらいか、それに比べて今回の事件はこういうポイントがあるからちょっと悪いですねとか、そういう感じで決めていった印象があったので、感覚として例えば直感的にまたやりそうだとかやらなそうだとか、そういうたぶん今までの裁判で重視されてこなかった庶民の直感があるかという、それはなかったと思いました。そういうことは話題にも上がらなかったのも、決め方としてはある程度枠組みが決まっていて、今までと同じような枠組みの中で決めていくという感じだったと思います。そこまで感覚ということの自由度があるとは思わなかったです。

8 番

私も量刑を決めるのには、量刑のマップを見せてもらったりして決めました。そして、量刑を軽く言う方がいても、裁判官がそれはこうではないでしょうかというように筋道に戻してくれました。私は軽いのではないかと思う量刑の意見が裁判員から出たときにも適正な道に戻してくれたような形があったので、人それぞれ考え方は違うとは思いますが、ちゃんとした道筋があった中で、私たちの意見を取り入れてくれたので、その点を考えると自分たちが量刑に関して参加して手を入れたという感じはなかったです。

高知新聞記者

今の裁判員裁判は、重大な事件に限定されていますが、軽い罪の事件にも広げ

るべきだとか、あるいは専門家に任せるべきだとかの意見もありますが、その点についてどう思っておられますか。

3番

テレビで、東京地裁の裁判員裁判で死刑判決が出されたのに東京高裁で破棄して無期懲役になったという報道を見たのですが、そういう大きな事件には関わりたくないと思いました。みんな必死で話し合っ一審の裁判員裁判で死刑判決をだしたのに、上級審で無期懲役になるというのは、ちょっと矛盾しているのかなと思いました。

司会者

今御発言のあった例では、裁判員裁判の一審の結果を尊重すべきだという意見とそのような事件は裁判員裁判から外すべきではないかという意見もありますが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

3番

ちょっと、難しい問題ですのでわかりません。

7番

裁判員裁判は、殺人未遂とか殺人などの重大事件にしか開かれませんが、もしこれを微罪にまで広げると日常茶飯事に裁判員裁判が開かれることになって、裁判員の負担が大きくなって大変だと思います。今のままでいいと思います。

司会者

時間の関係もありますので、追加の質問を一問だけ受け付けます。どなたかありませんか。

テレビ高知記者

4番の方にお伺いしたいのですが、評議の中で、裁判長がある程度道筋を示してくれて、それに引っ張られるような形で、フリーな発言がもう少し求められるというようなお話でしたけれども、それは制度自体の改善点というよりも、裁判員側も意識を変えていく必要があるということでしょうか。

#### 4 番

そこは、裁判員制度というよりも、議論するときの進め方の問題だと思います。例えば自由に議論をしてくださいと言ってもできないですから、ある程度の道筋を決めて議論を進めていくことは必要な事だとは思いますが、ただ、議論の道筋をつけるということは、どうしてもある程度、例えば取り上げたポイントが重要だということになるとは思いますが、みんながそう思うかは分かりません。庶民感覚ということのを重要視するならば、今まで議論の道筋にあがってこないようなところがみんなはもっと重要だと思っているかもしれません。そのバランスが難しいなと思います。裁判官が仕切ってしまう以上は、ある程度今までの枠から逃れられない。その問題です。

#### テレビ高知記者

そういう評議の在り方が賛成だとか、反対だとか、やり方についての御意見はいかがですか。

#### 4 番

やり方はもっと改善するところはあると思います。僕個人としては、もうちょっと道筋をなくして、いろんな活発なそれぞれの意見を聞いた上で、やっていったほうがいいんじゃないかなと感じています。

#### 司会者

本意見交換会の最後に、本日出席した検察官、弁護士、それから裁判官に一言ずつ感想を伺いたいと思います。

#### 検察官

今日は貴重な御意見をたくさん伺いまして、大変有意義な時間を過ごさせていただくことができました。今日お聞きした意見を参考にさせていただいて、今後分かりやすい充実した裁判員裁判になるよう努めて参りたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

#### 弁護士

本日はどうもありがとうございました。1時間半で、盛りだくさんのテーマであったにもかかわらず、弁護活動について具体的な事件をテーマにしながら、踏み込んだ率直な御批判をいただきました。時間の関係でもっともっと本当はおっしゃりたいことがあったであろうと思います。皆さんがおっしゃりたかった行間を、私ども推し量りながら、今後の弁護活動の糧とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

#### 裁判官

本日は、多面的な、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。こういった意見を、今後の裁判の運営、評議の在り方に取り入れて、しっかりとがんばっていきたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 司会者

それでは、これをもって本日の意見交換会を終了いたします。皆さん、お忙しい中、御参加いただきどうもありがとうございました。皆様からいただきました貴重な御意見や御感想を今後の裁判員裁判にぜひ生かしたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

以 上